(目的)

- 1 この要綱は、観光バスの豊橋市野外教育センター内臨時無料駐車場(以下駐車場と称す)の利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。
 - (利用可能期間)
- 2 利用可能期間は令和2年7月1日(水)より令和3年3月31日(火)までとする。 (利用許可)
- 3 駐車場を利用するにあたり、一般社団法人豊橋観光コンベンション協会経由、<mark>豊橋市長(生涯学習課長)</mark>の許可を受けなければならない。但し利用を許可されても個別の駐車場所を指定されるものではない。

(行為の禁止)

- 4 駐車場の利用にあたっては、次の行為を禁止する。
 - (1) 指定の箇所以外に駐車すること。
 - (2) 駐車場内又は駐車場に駐車中の他の観光バス等その他の自動車を汚損し、又は 損傷する恐れのある行為
 - (3) 野外教育センターのトイレ等の施設を利用する行為
 - (4) 物品を販売する行為
 - (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為
 - (6) たき火、花火及び夜営をする行為
 - (7) 施設内でゴミを捨てる行為
 - (8) 前各号に定めるもののほか、駐車場所有者の駐車場管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(損害賠償)

5 センターの建物、工作物、器具等を損傷又は滅失させた場合は、豊橋市野外教育センター条例に基づき原状に回復又はその損害を賠償しなければならない。

(利用申請)

6 駐車場を希望するときは、「観光バス臨時無料駐車場申込書」(様式1)に必要事項を記入し、一般社団法人豊橋観光コンベンション協会にFAXにて提出し、承認を得なければならない。

(申請時間等)

7 一般社団法人豊橋観光コンベンション協会が営業している時間内とする。

TEL 0532-54-1484 FAX 0532-54-2220 営業時間 平日 (月 \sim 金) 9時 \sim 17時45分

定休日 土日祝日

(取り消し・変更)

8 取り消し・変更は、一般社団法人豊橋観光コンベンション協会の営業時間内とする。 ただし、営業日時間外に取り消し・変更が生じた場合は、FAXで連絡し、直近の 営業日に電話で確認すること。

(回答)

9 利用申請の回答については、一般社団法人豊橋観光コンベンション協会より申請日か ら7日以内にFAXにて通知する。

※回答がない場合は、豊橋観光コンベンション協会へ確認すること。

附則

この要綱は、令和2年5月9日から施行する。